

京都市消防局訓令乙第7号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

平成25年11月15日

京都市消防局長 長谷川 純

目次中「第30条」を「第33条」に、「第31条～第34条」を「第34条～第37条」に、「第35条～第37条」を「第38条～第40条」に改める。

第28条の見出し中「構成」を「設置」に改め、同条第1項中「を審査するため」を「の審査に係る京都市職員の分限に関する条例（以下「条例」という。）第9条に規定する委員会として」に改め、同条第2項から第5項までを削る。

第37条を第40条とし、第31条から第36条までを3条ずつ繰り下げ、第30条の見出し中「審査会」の右に「の招集及び議事」を加え、同条中第7項を第9項とし、第2項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 書記は、会長の命を受けて会務を処理する。

第30条を第32条とし、同条の次に次の1条を加える。

（審査会の庶務）

第33条 審査会の庶務は、総務部人事課において行う。

第29条を次のように改める。

（審査員等）

第29条 審査会は、審査員15人以内をもって組織する。

- 2 審査員は、学識経験者及び職員の中から局長が委嘱又は任命する。
- 3 学識経験者としての審査員は、健康管理医を含む医師2人以上を充てなければならない。
- 4 審査会に書記若干名を置き、職員の中から局長が任命する。

第29条の次に次の2条を加える。

（審査員の任期）

第30条 条例第11条第1項に規定する市長等が定める期間は、1年とする。

（会長）

第31条 審査会に会長を置く。

2 会長は、総務部長をもって充てる。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する審査員がその職務を代理する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に改正前の京都市消防局安全衛生管理規程第28条第1項に規定する要休養職員審査会（以下「旧審査会」という。）の審査員である者は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）に審査会の審査員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、第30条の規定にかかわらず、施行日における旧審査会の審査員としての任期の残任期間とする。

(消防局総務部人事課)